

質問票に対する回答

④ 議員定数

	質問要旨	回答要旨
1	・特別区設置により大阪市と市会は廃止されるのか。また、市長という職、市議会議員という職はなくなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区設置に関する住民投票において有効投票総数の過半数の賛成があれば、知事・市長による総務大臣への申請を経て、大阪市が廃止され、特別区が設置されます。大阪市の廃止とともに大阪市会も廃止されることとなります。特別区では、区議会が設置され、特別区設置後50日以内に特別区議会議員選挙が実施されることとなります。 ・大阪市の廃止・特別区の設置に伴い、市長、市議会議員は失職し、当該職もなくなります。
2	新しい区長、区議会議員、知事を決める選挙は、いつ頃実施されるのか。	特別区長と区議会議員を選ぶ選挙は、特別区設置後50日以内に実施されることとなります。知事を選ぶ選挙は、特別区設置と関係なく、知事の任期満了等により実施されることとなります。
3	特別区議会議員選挙は、大選挙区制で実施されるのか。	特別区議会議員は、それぞれ特別区の区域ごとに選挙されます。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区の議員定数はなぜ今と変わらないのか。(なぜ減らないのか／この定数で足りるのか／人口に比例しないのか) ・区議会議員定数についてのこれまでの議論を教えてください。 ・他の特別区と同程度の自治体は30人台後半だが、他の自治体が多いと考えているのか。 ・広域機能を府に移して基礎自治機能のみの特別区に今までどおりの議員定数が必要でしょうか。 ・議員の削減も少子化に伴い必要でないか。 	<p>各特別区の議会の議員定数は、大都市制度(特別区設置)協議会において、現状83人で大阪市政が行われていることや、議会のコストを増やさないことが重要等の議論があり、現行の大阪市会の行政区ごとの議員定数を積み上げたものとなりました。議論内容については、第27回大都市制度(特別区設置)協議会の議事録をご参照ください。</p> <p>http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushutosuishin/daitosiseidokyogikai/27hoteikyo.html</p> <p>なお、議員定数は特別区設置後、議会が条例を定め変更することが可能です。</p>
5	地域ニーズに応えるのは市長1人ではなく、各市議が応えるもの。市議の人数を変えずに4等分するだけで、どのようにして地域ニーズに応えるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、大阪市長は、広域行政と基礎自治行政の両方を担いながら、人口270万の大阪市全体の状況を踏まえて判断しており、1人の市長が地域ニーズを把握するなどのきめ細かい対応の点で限界があります。 ・大阪市をなくし4つの特別区が設置された後は、知事が広域行政を一元的に担い、選挙で直接住民に選ばれたそれぞれの区長が、基礎自治行政に専念し、より住民に身近な区域で、地域の特性や住民ニーズをくみ取り、きめ細かく、機動的に対応することで、住民サービスが最適化されると考えています。 ・このため住民に身近な4つの特別区に再編する必要があると考えています。 ・各特別区の議会の議員定数は、大都市制度(特別区設置)協議会において、現状83人で大阪市政が行われていることや、議会のコストを増やさないことが重要等の議論があり、現行の大阪市会の行政区ごとの議員定数を積み上げたものとなりました。なお、議員定数は特別区設置後、議会が条例を定め変更することが可能です。

	質問要旨	回答要旨
6	議員定数が減るところか、区長数分が増員されるのはなぜか。現議員数の中から区長が投票で選ばれるのか。	・特別区は、地方自治法上の特別地方公共団体であり、区長は区民(有権者)による選挙で選ばれることとされています。特別区長は、予算編成や条例提案の権限を持ち、身近な行政を担う区政の全般にわたって責任を持って判断することができます。なお、各特別区の議会の議員定数は、大都市制度(特別区設置)協議会において、現状83人で大阪市政が行われていることや、議会のコストを増やさないことが重要等の議論があり、現行の大阪市会の行政区ごとの議員定数を積み上げたものとなりました。
7	・令和7年までに、極度の在住人口の増減があった場合、各区の区議会議員の定数も変動するのか。それとも初回に限り、パンフレットどおりの議員数で通すのか。	・特別区の設置の日における議員定数は、特別区設置協定書(パンフレット)に記載のとおりとなります。 ・なお、議員定数は、特別区設置後、議会が条例を定め変更することが可能です。
8	・特別区の議員定数を変更すると、協定書を覆すことになる。議員定数を変更できない、または著しく規制されるならば、地方自治体の権限すらないことになる。	・特別区設置協定書における議員定数は、特別区設置の日における定数を記載したものです。特別区の議員定数は、特別区設置後、議会が条例を定め変更することが可能です。
9	・区議会議員の給与は、大阪市議員と比べて令和7年度分は差があるか。A区とB区で格差が出たり、知事のみ給与上昇となったりもするか。	・特別区議会の議員の報酬は、特別区設置協定書で定められており、「三(二)議会の議員の報酬等 特別区の議会の議員に支給する報酬等については、令和2年4月1日現在における大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年大阪市条例第32号)及び大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例(平成20年大阪市条例第96号)の例による。」とされていることから、特別区設置の日において、現在の大阪市議員と同額となります。 ・各特別区の区議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当については、各特別区の条例で定められます。 ・なお、これとは別に大阪府知事の給料等については、「知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例」で定められています。
10	特別区設置に当たり、議会改革も合わせて必要では。	・特別区議会のあり方については、各特別区の議会において議論されることとなります。
11	特別区議会の公聴会は、どのようになるのか。	公聴会を開き、利害関係者や学識経験者等から意見を聴く、地方自治法の規定が特別区議会にも適用されます。詳細については特別区議会設置後、区議会議員の協議により決められるものと考えています。
12	特別区設置後の議会は各特別区役所で行うのか。	各特別区に、特別区議会が設置されます。 各特別区における区議会関連施設について、北区は、現大阪市本庁舎(中之島庁舎)にある大阪市議会関連施設を使用し、淀川区、中央区、天王寺区は、それぞれの本庁舎に設置することを想定しています。

	質問要旨	回答要旨
13	府議会議員はどうか。多すぎるのではないか。	府議会議員については、総定数88人については変更ありませんが、選挙区については各特別区の区域が基本となり、選挙区ごとの定数とともに、大阪府の条例で定めることとなります。
14	区長や府議会議員・区議会議員の選出について、産休・育休を取得する議員の例を条例などで防ぐことはできるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区長や府議会議員、特別区議会議員の被選挙権は法律で定まっており、条例等で制限することはできません。 ・なお、大阪市では、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動との両立、男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮、国際的協調を基本理念とした大阪市男女共同参画推進条例を策定し、男女がともに輝く豊かで活力ある社会をめざした取り組みを進めています。
15	・特別区設置が可決された場合、H25年以降は国政選挙の小選挙区の区割りは変わるのですか。	・衆議院議員の選挙区は、公職選挙法で定められており、法律が改正されない限り、特別区設置後も従前のとおりです。